⑸　中学校等の第２学年、第３学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、調査書とともに自己申告書を、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

⑹　帰国生徒としての志願に当たっては、調査書とともに海外在住状況等説明書を、志願先高等学校長に書面で提出する。

なお、ここでいう帰国生徒とは、海外における在住期間が継続して２年以上の者で、志願時において帰国後３年以内の者等をいう。

⑺　中学校長等は、志願者の調査書等を提出する際に、全国募集志願者名簿を書面で２部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

５　検査

⑴　検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

⑵　検査は、令和９年２月９日(火)午前９時から、志願先高等学校において、各高等学校長が定める日程によって行う。

６　受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、富山県教育委員会が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

７　選抜の方法

⑴　高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料（全国募集志願理由書も含む。）、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

⑵　高等学校長は、入学者選抜のため、校長を委員長とする選抜委員会を設ける。

⑶　高等学校長は、選抜に当たって、調査書等に理解が困難な事項があった場合には、該当の中学校長等に説明を求めることができる。また、富山県教育委員会に照会することができる。

8　合格者の発表

⑴　令和９年２月15日(月)午後０時30分に、出願システム上で行う。

⑵　合格者は、他の公立高等学校を志願することができない。

⑶　合格とならなかった者は、令和９年度富山県立高等学校全日制の課程一般入学者選抜に志願することができない。

9　その他

⑴　高等学校長は、志願期間中、志願者数を毎日午後２時現在で発表掲示する。

⑵　ここに定めるもののほか、全国募集選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第５　定時制の課程（単位制前期）

1　募集定員

新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校、小矢部園芸高等学校及びとなみ野高等学校の募集定員は、別表１の２のとおりとする。

2　志願資格

次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

⑴　中学校又はこれに準ずる学校を令和９年３月に卒業する見込みの者

⑵　中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

⑶　中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3　第１次選抜

⑴　志願期間

令和９年２月24日(水)から同月26日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、２月26日(金)は正午までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、２月25日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　志願の方法

ア　志願は、１校１学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス

科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

イ　他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ　全日制の課程と重ねて志願することはできない。

エ　志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、 950円の入学考査手数料を納付する。

　中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、志願先高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を志願先高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、志願先高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

　なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に志願先高等学校長に連絡し､調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出する。

　配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

　なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

カ　中学校等の第２学年、第３学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、調査書とともに自己申告書を、中学校長等を経て、志願先高等学校長に書面で提出す

ることができる。

キ　外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書とともに外国人特別措置適用申請書を、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に書面で提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後６年以内の外国籍を有する者とする。

ク　中学校長等は、志願者の調査書を提出する際に、定時制の課程入学志願者名簿を書面で２部作成し、調査書とともに提出する。高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ケ　県外及び海外からの志願者も上記ア～クに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

⑶　受検票の交付

高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、富山県教育委員会が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

⑷　検査

ア　検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ　志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

ウ　検査は、令和９年３月９日(火)に行う。国語と数学のどちらか１教科又は両教科について学力検査を実施する場合は､下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

３月９日(火)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める１教科	数学又は各高等学校長が定める１教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行うが、志願先高等学校長の判断で、面接を令和９年３月10日(水)に行うことがで

きる。

検査で国語と数学のどちらか１教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ　外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

⑸　選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

⑹　合格者の発表

令和９年３月18日(木)午後０時30分に、出願システム上で行う。

４　第２次選抜

⑴　第２次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和９年３月18日(木)に発表する。

⑵　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに志願校に必着とする。

⑶　志願の方法

ア　全日制の課程第２次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

イ　その他については、上記３の⑵ア、イ、エ、オ、キ、ク、ケの定めに準じて行う。

⑷　検査

令和９年３月26日(金)に行う。国語と数学のどちらか１教科又は両教科に

ついて学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

３月26日(金)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める１教科	数学又は各高等学校長が定める１教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

⑸　合格者の発表

令和９年３月29日(月)午後０時30分に、出願システム上で行う。

⑹　その他

上記３の⑶、⑷、⑸の定めに準じて行う。

５　その他

⑴　高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後４時現在で発表掲示する。

⑵　第２次選抜後も必要があれば、再度選抜を実施することができる。

⑶　ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制前期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第６　定時制の課程（単位制以外）

１　募集定員

富山工業高等学校定時制の課程の募集定員は、別表１の２のとおりとする。

２　志願資格

次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

⑴　中学校又はこれに準ずる学校を令和９年３月に卒業する見込みの者

⑵　中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

⑶　中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

３　第１次選抜

⑴　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに富山工業高等学校に必着とする。

⑵　志願の方法

ア　志願は、富山工業高等学校定時制の課程の１学科に限る。ただし、同校の定時制の課程内の他学科を第２順位まで志願することができる。

なお、第２順位を志願する場合は２つ以上にわたることができる。

イ　他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

ウ　全日制の課程第２次選抜の志願資格を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

エ　志願者は、出願システムに出願情報を入力する。志願者は、 950円の入学考査手数料を納付する。

中学校長等は、出願システム上で出願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認した後、出願情報等を承認し、富山工業高等学校長に出願情報等を送信する。中学校長等は、出願システム上で送信した出願情報等を富山工業高等学校長が受け付けたことを確認した後、志願期間内に、富山工業高等学校長に承認した志願者の調査書を書面で提出する。

なお、富山工業高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

オ　志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願１週間前までを目途に富山工業高等学校長に連絡し、調査書とともに受検上の配慮申請書を書面で提出す

る。

配慮内容は、富山工業高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

なお、希望する配慮事項が受検上の配慮申請書の「その他」に該当する場合、中学校長等は、志願者が志願先高等学校を決定する前に、各教育事務所を通じて富山県教育委員会に相談することができる。

カ　外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書とともに外国人特別措置適用申請書を、出身中学校長等を通じて、富山工業高等学校長に書面で提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後６年以内の外国籍を有する者とする。

キ　中学校長等は、志願者の調査書を提出する際に、定時制の課程入学志願者名簿を書面で２部作成して、調査書とともに提出する。富山工業高等学校長は、このうち１部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

ク　県外及び海外からの志願者も上記ア～キに基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

⑶　受検票の交付

富山工業高等学校長は、出願システム上で志願者に受検票を交付する。交付の日時は、富山県教育委員会が定めるものとする。志願者は、出願システムから受検票を印刷する。

⑷　検査

ア　検査は、作文及び面接とする。ただし、富山工業高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

イ　志願者は、富山工業高等学校で検査を受けなければならない。

ウ　検査は、令和９年３月26日(金)に行う。国語と数学のどちらか１教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、富山工業

高等学校長が定める日程によって行う。

３月26日(金)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は富山工業高等学校長が定める１教科	数学又は富山工業高等学校長が定める１教科	作文、面接

なお、作文や面接は、富山工業高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか１教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、富山工業高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

エ　外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。

⑸　選抜の方法

富山工業高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

⑹　合格者の発表

令和９年３月29日(月)午後０時30分に、出願システム上で行う。

４　第２次選抜

⑴　富山県教育委員会は、第１次選抜合格者の発表後、第２次選抜を行う学科及び募集定員等を決定し、令和９年３月29日(月)に、富山工業高等学校において発表する。

⑵　志願期間は、令和９年３月29日(月)及び同月30日(火)の両日とし、３月29日(月)は午後１時から午後４時まで、３月30日(火)は午前９時から午後４時までとする。

なお、郵送による調査書等の提出は不可とする。

⑶　検査については、富山工業高等学校長が日程を定め、志願者に通知する。

⑷　その他、上記３の⑵、⑶、⑷、⑸の定めに準じて行う。

⑸　合格者の発表については、富山工業高等学校長が定める。

５　その他

⑴　富山工業高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後４時現

在で発表掲示する。

⑵　ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制以外）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第７　定時制の課程（単位制後期）

１　募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和９年５月以降に別途示す。

２　志願資格

次の⑴又は⑵に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

⑴　中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

⑵　中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

３　志願期間

令和９年９月１日(水)から同月３日(金)までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、９月３日(金)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、９月２日(木)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　志願の方法

⑴　志願は、１校１学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

⑵　他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

⑶　志願者は、入学考査手数料として、手数料収納窓口で 950円を納付し、発行される申請用のレシートを所定の入学願書に貼り、志願先高等学校長に提出する。

また、志願者は、出身中学校長等に、調査書発行申請書を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、９月３日(金)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。出願及び調査書の提出について、郵送による場合は書留速達とする。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

⑷　中学校等の第２学年、第３学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。

⑸　県外及び海外からの志願者も上記⑴～⑷に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

５　検査

⑴　検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

⑵　志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

⑶　検査は、令和９年９月10日(金)に行う。国語と数学のどちらか１教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延、その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

９月10日(金)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後

	国語又は各高等学校長が定める１教科	数学又は各高等学校長が定める１教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

6　選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

7　合格者の発表

令和９年９月14日(火)午後０時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

8　その他

⑴　高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後４時現在で発表掲示する。

⑵　各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和９年５月以降に別途示す。

⑶　ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制後期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。

第８　通信制の課程

1　募集定員

募集定員は、別表１の３のとおりとする。

2　志願資格

次の⑴～⑶のいずれかに該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校のいずれにも在籍していない者

⑴　中学校又はこれに準ずる学校を令和９年３月に卒業する見込みの者

⑵　中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

⑶　中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3　志願期間

令和９年３月19日(金)及び同月23日(火)の両日とし、両日とも午前９時から

午後４時までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、３月23日(火)午後４時までに雄峰高等学校に必着とする。

４　志願の方法

⑴　他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

⑵　志願者は、次の書類を雄峰高等学校長に提出する。

ア　入学願書（入学考査手数料として、手数料収納窓口で 460円を納付し、発行される申請用のレシートを貼る。）

イ　調査書（ただし、令和３年３月以前の卒業者については、出身中学校等の卒業証明書をもって代えることができる。）

ウ　雄峰高等学校衛生看護科を志願する者は、富山市医師会看護専門学校准看護学科の合格証の写し

⑶　雄峰高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び出身中学校長等にその提出を求めることができる。

５　検査

⑴　検査は、面接等とする。

⑵　検査は、令和９年３月26日(金)午前９時から、雄峰高等学校において行う。

６　選抜の方法

雄峰高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、面接等の結果に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

７　合格者の発表

令和９年３月29日(月)午後０時30分に、雄峰高等学校において受検番号で行う。

８　第２次募集

⑴　上記１、２、４、６の定めに準じて行う。

⑵　志願期間は、令和９年３月29日(月)及び同月30日(火)の両日とし、３月29